

自然再生の推進に関する政策評価

説 明 資 料

平成18年度第2期 政策評価計画（案）

<p>名 称</p>	<p>自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>
<p>目 的</p>	<p>現在、自然と共生する社会の実現は重要な課題である。自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的として、自然再生推進法（平成14年法律第148号）が制定され、平成15年1月に施行された。</p> <p>同法において、自然再生は、i) 地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない、ii) 地域の自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施されなければならない、iii) 事業の着手後においても状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、事業に反映させる方法により実施されなければならない、iv) 事業は自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない等の基本理念が定められた。この理念にのっとり、自然再生事業の実施者は、事業の実施に主体的に取り組むとされ、地域住民、特定非営利活動法人、有識者、関係地方公共団体、関係行政機関等からなる自然再生協議会を組織し、同協議会において自然再生全体構想を作成の上、自然再生事業実施計画を作成するとの仕組みが設けられた。併せて、①実施者の相談に応じる体制の整備、②自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、許可その他の処分に当たっての配慮、③自然再生の推進のための必要な財政上の措置等の国及び地方公共団体の支援措置が定められた。</p> <p>平成18年6月現在、全国で18の自然再生協議会が設置され、うち11協議会で全体構想が作成され、さらに3協議会で実施計画が作成されている。</p> <p>政府は、自然再生推進法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。</p> <p>この政策評価は、自然再生の推進のための政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p>
<p>調 査 項 目</p>	<p>1 自然再生の推進政策の現況 2 自然再生の推進政策の効果の発現状況 3 その他</p>
<p>調 査 対 象 機 関</p>	<p>文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省</p>
<p>関 連 調 査 等 対 象 機 関</p>	<p>都道府県、市町村、関係団体等</p>
<p>調 査 実 施 期 間</p>	<p>平成18年8月～</p>
<p>担 当 評 価 監 視 官 等</p>	<p>国土交通担当評価監視官 地方支分部局 一部</p>

「自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価）」の調査概要（案）

1 行政評価等プログラム

行政評価等プログラム（平成 18 年 4 月 総務省）において、複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、評価するテーマとして「自然再生の推進に関する政策評価」を取り上げ、平成 18 年度第 2 期（平成 18 年 8 月）からの実施を計画

2 対象政策

自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）に基づく自然再生の推進のための政策

3 調査スケジュール

○ 平成 18 年 8 月初旬 関係省に対する実施通知

※ 調査対象機関：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

○ 平成 18 年 8 月～ 本省調査

- ・ 総務省行政評価局が、自然再生推進法を所管する環境省、農林水産省及び国土交通省その他関係省（文部科学省）から、自然再生推進のための施策の体系、予算額、措置状況及び自然再生事業の全国的な推進状況等を把握
- ・ 地方公共団体、NPO、有識者から、アンケート調査により自然再生の推進に関する意見・要望等を把握
- ・ 自然再生について、先進的な取り組みを行っている諸外国の状況を調査

○ 平成 18 年 12 月～平成 19 年 3 月

地方調査

- ・ 管区行政評価局等が、国の地方支分部局、地方公共団体から、自然再生の推進のための支援施策の実施状況を把握
- ・ 個々の自然再生協議会について、その構成員である国の地方支分部局、地方公共団体及び関係団体等から、取組状況を把握
- ・ 自然再生推進法と別個に実施されている自然再生の取組みについて、その実施主体から取組状況を把握
- ・ 地域住民から、アンケート調査により自然再生の推進に関する意見・要望等を把握

4 調査体制

- 行政評価局：国土交通担当評価監視官
- 管区行政評価局、行政評価事務所

5 調査のポイント

◎ 評価の観点

(1) 有効性

自然再生を推進するための政策は、有効に機能しているか

- ① 自然再生推進のための施策が総合的に推進されているか
 - ・ 関係省庁、地方公共団体間の連携が取れているか
 - ・ 各種支援措置は、有機的に連携して効果的に実施されているか
- ② 生物多様性の確保を通じた自然と共生する社会の実現が図られているか
 - ・ 各地域の自然再生事業は、順調に進展しているか
 - ・ 地域の多様な主体が参加し、自主的に取り組んでいるか
 - ・ 地域の特性を踏まえ、科学的知見に基づいた順応的な方法により実施されているか
 - ・ 他の公益との調整が図られているか
 - ・ 自然環境学習の場として活用が図られているか
 - ・ 生物多様性の確保につながっているか
- ③ 地球環境の保全に寄与しているか
 - ・ 地球規模で移動する野生動物や地球温暖化対策への配慮が行われているか

(2) 効率性

費用に見合った効果が得られているか

- 自然再生推進に要した費用に見合う効果が発現しているか

◎ 把握方法

- (1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議等における各省間の連絡・調整の状況、助言の際の各省・都道府県間の連携の状況を把握
- (2) 国・地方公共団体の各種支援措置の実施状況、支援措置の連携状況を把握
地方公共団体、有識者、NPO等にアンケート調査
- (3) 協議会の設置状況、全体構想・実施計画の策定状況、自然再生事業の実施状況を把握
進展していない場合、その原因・理由を把握（例：合意形成が困難、資金が不足、取組推進のメリット・インセンティブが不十分）
- (4) 各協議会の参加者・運営状況、全体構想・実施計画の内容、事業の実施方法を把握
地方公共団体、有識者、NPO等にアンケート調査
諸外国の状況の調査

- (5) 各協議会における他の公益（災害防止、農林業振興、開発等）との調整の状況、地域住民の合意の形成状況を把握
地方公共団体、地域住民にアンケート調査
- (6) 各事業における学習プログラムの作成・実施状況を把握
- (7) 各協議会における生物多様性確保のための目標及びその達成状況を把握
有識者から意見聴取
- (8) 国等の支援措置や各協議会において、渡り鳥等の生息地への配慮、温室効果ガスの低減等の配慮の状況を把握
- (9) 自然再生に要した費用と効果の比較等の手法を検討

自然再生の推進に関する政策の脈絡図(案)

自然再生推進法(平成15年1月施行)

【目的】

①自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって②生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて③地球環境の保全に寄与すること

【基本理念】

- ① 自然再生は、上記の目的を旨として適切に実施
- ② 地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組み実施
- ③ 地域の自然環境の特性等を踏まえ、科学的知見に基づいて実施
- ④ 自然再生事業は、事業の着手後においても状況を監視し、科学的な評価を加え、事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施
- ⑤ 自然再生事業が自然環境学習の場として活用されるよう配慮

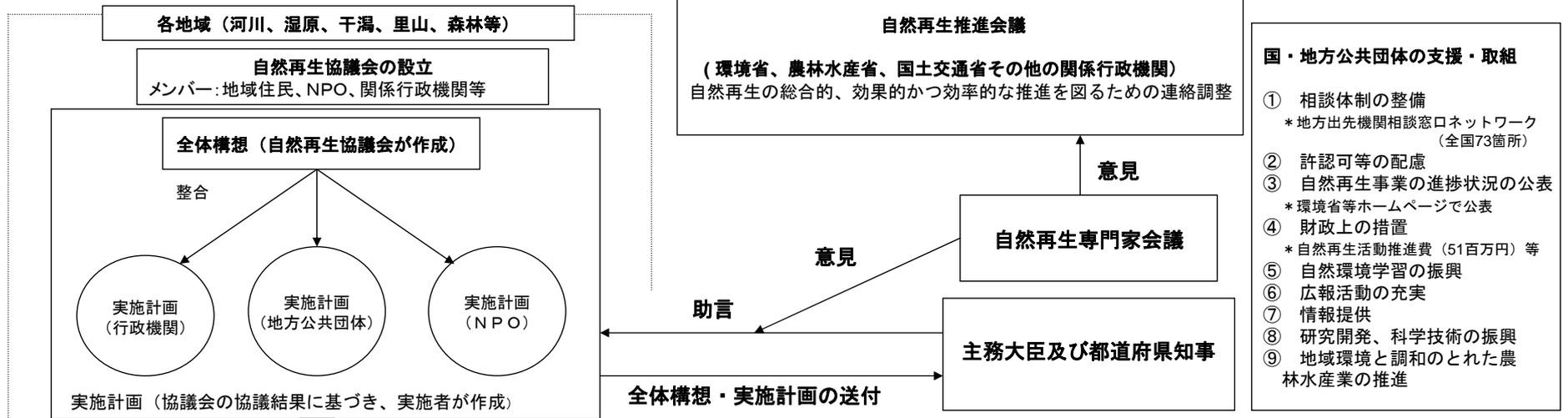
【実施者等の責務等】

- 国・地方公共団体は、自然再生事業に必要な協力
- 自然再生事業の実施者は、主体的に取り組み
- 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施

自然再生基本方針(平成15年4月閣議決定)

【自然再生の視点】 ① 地域に固有の生物多様性の確保を通じた自然との共生、② 地域の多様な主体の参加・連携、③ 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組

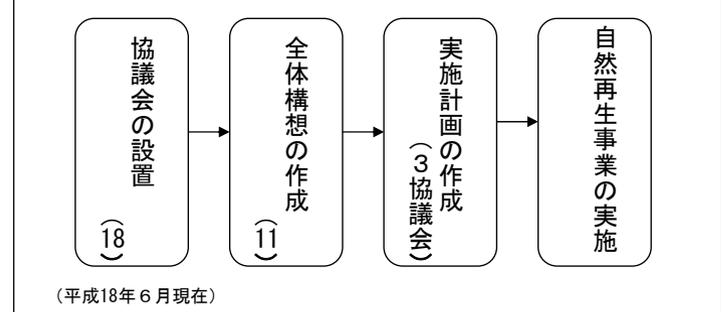
【自然再生事業の実施スキーム】



政策効果の発現

- ① 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現、② 地球環境の保全に寄与

【自然再生事業の実施状況】



自然再生の推進に関する政策評価チャート(案)

評価の対象とする政策	自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生の推進のための政策
対象とする政策の目的	①自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって②生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて③地球環境の保全に寄与すること

【自然再生推進政策の体系】

自然再生推進法(平成15年1月施行)

【基本理念】

- ①上記の目的を旨として適切に実施
- ②地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組み実施
- ③地域の自然環境の特性等を踏まえ、科学的知見に基づいて実施
- ④自然再生事業は、事業の着手後においても状況を監視し、科学的な評価を加え、事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施
- ⑤自然再生事業が自然環境学習の場として活用されるよう配慮

【実施者等の責務等】

- 国・地方公共団体は、自然再生事業に必要な協力
- 自然再生事業の実施者は、主体的に取組み
- 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施

自然再生基本方針（平成15年4月閣議決定）

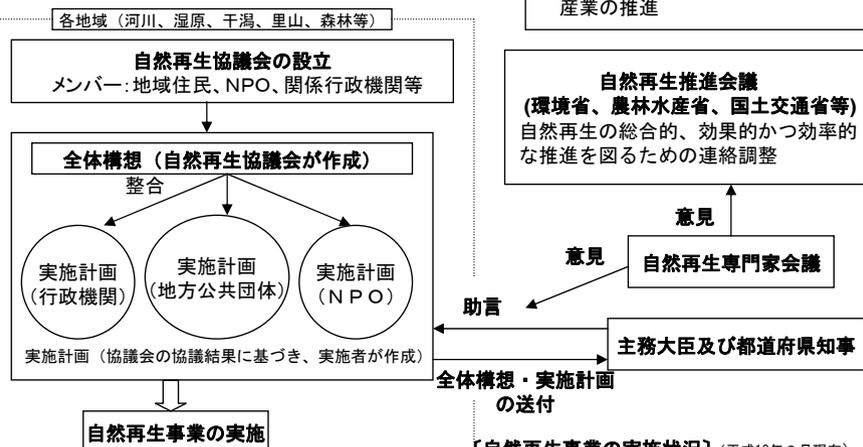
【3つの視点】

- ①地域に固有の生物多様性の確保を通じた自然との共生
- ②地域の多様な主体の参加・連携
- ③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組

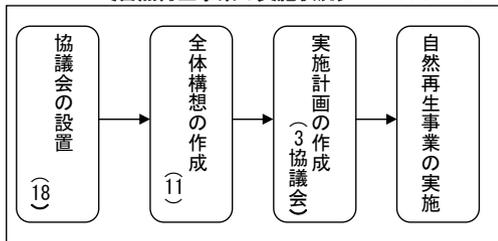
国・地方公共団体の支援・取組

- ①相談体制の整備
- ②許認可等の配慮
- ③自然再生事業の進捗状況の公表
- ④財政上の措置等
- ⑤自然環境学習の振興
- ⑥広報活動の充実
- ⑦情報提供
- ⑧科学技術の振興
- ⑨地域環境と調和のとれた農林水産業の推進

【自然再生事業の実施スキーム】



【自然再生事業の実施状況】（平成18年6月現在）



【評価の観点】

【有効性】

自然再生の推進政策は、有効に機能しているか

【効率性】

費用に見合った効果が得られているか

【評価の基本的な設問例】

- 施策が総合的に推進されているか。
 - ① 関係省庁、地方公共団体の間の連携が取れているか
 - ② 各種支援措置は、有機的に連携して効果的に実施されているか
- 生物多様性の確保を通じた自然と共生する社会の実現が図られているか
 - ③ 各地域の自然再生事業は順調に進展しているか
 - ④ 地域の多様な主体が参加し、自主的に取り組んでいるか
地域の特性を踏まえ、科学的知見に基づいた順応的な方法により実施されているか
 - ⑤ 他の公益との調整が図られているか
 - ⑥ 自然環境学習の場として活用が図られているか
 - ⑦ 生物多様性の確保につながっているか
- 地球環境の保全に寄与しているか
 - ⑧ 地球規模で移動する野生動物や地球温暖化対策への配慮が行われているか

【把握方法】

- ① 推進会議・専門家会議等における各省間の連絡・調整の状況、助言の際の各省・都道府県間の連携の状況を把握
- ② 国・地方公共団体の各種支援措置の実施状況、支援措置の連携状況を把握
地方公共団体、有識者、NPO等にアンケート調査
- ③ 協議会の設置状況、全体構想・実施計画の策定状況、自然再生事業の実施状況を把握
進展していない場合、その原因・理由を把握（例：合意形成が困難、資金が不足、取組推進のメリット・インセンティブが不十分）
- ④ 各協議会の参加者・運営状況、全体構想・実施計画の内容、事業の実施方法を把握
地方公共団体、有識者、NPO等にアンケート調査
諸外国の状況の調査
- ⑤ 各協議会における他の公益（災害防止、農林業振興、開発等）との調整の状況、地域住民の合意の形成状況を把握
地方公共団体、地域住民にアンケート調査
- ⑥ 各事業における学習プログラムの作成・実施状況を把握
- ⑦ 各協議会における生物多様性確保のための目標及びその達成状況を把握
有識者から意見聴取
- ⑧ 国等の支援措置や各協議会において、渡り鳥等の生息地への配慮、温室効果ガスの低減等の配慮の状況を把握

- 自然再生に要した費用と効果の比較等の手法を検討